

ID: 418

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第2条		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第27号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第2条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、次に掲げる場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を許可することができる。 (1) 病院運営に寄与する事業と認める場合 (2) 公共目的のため短期間使用させる場合 (3) 災害その他緊急事態の発生により必要がある場合 (4) その他管理者が必要と認めた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日